

防府市住宅耐震リフォーム緊急支援事業実施要綱

令和6年4月15日制定

(目的)

第1条 この要綱は、市民が市内の施工業者を利用し、既存住宅の耐震性能が向上するリフォームを行った場合に、防府商工会議所が発行する市内共通商品券（以下「商品券」という。）で助成し、もって住宅環境への投資を喚起し、住宅環境の向上による安全・安心な暮らしを促進するとともに、市内企業の振興及び市内経済の安定を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 防府市内にあって、自己又は2親等以内の親族が所有し、自己の居住に供している家屋（マンション等の集合住宅にあっては専有部分をいう。）をいう（ただし、賃借しているものは除く。）。
- (2) 市内施工業者 本市に本社又は本店所在地を有する法人又は本市に住所を有する個人事業者をいう。
- (3) 市税 市県民税、法人市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税をいう。

(対象者)

第3条 対象者は、次に掲げるすべての要件を満たす者とする。

- (1) 防府市に住民登録を有する者
 - (2) 現に、前条に定める住宅に居住し、当該住宅のリフォーム工事を行う者
 - (3) 防府市に納税義務のある市税を滞納していない者
 - (4) 第5条に定める助成の対象となる工事について、防府市で実施している他の助成等を受けない者
- 2 前項第4号に定める防府市で実施している他の助成等とは、次に掲げるものをいう。
- (1) 防府市エコライフ住宅推進事業
 - (2) 介護保険による住宅改修費の支給

(3) 障害者に対する住宅改修費の支給

(4) 防府市住宅・建築物耐震化促進事業補助金

(住宅の範囲)

第4条 店舗、事務所又は賃貸住宅等との併用住宅については、対象者が自己の居住に供している部分のみを対象とする。

(助成対象工事)

第5条 助成の対象となる工事は、別表に掲げる工事であって、かつ次の各号に掲げるすべての要件に該当する工事とする。

(1) 市民が市内施工業者と直接契約して行った工事

(2) 対象工事金額（消費税及び地方消費税を除く。以下同じ。）が100万円以上の工事

(工事完了期限)

第6条 前条に定める工事は、第9条に定める交付決定の通知があった日以降、4ヵ月後の月末までに着工するものとする。（但し、特段の事情がある場合を除く）

2 前条に定める工事は、全て申請年度の12月31日までに完了するものとする。

(助成額)

第7条 助成金の額は20万円とし、商品券で助成する。

2 助成金の交付は、同一住宅及び同一人について、各年度1回限りとする。

(交付の申請)

第8条 助成金の交付を受けようとする者は、市長が別に定める日までに、防府市住宅耐震リフォーム緊急支援事業助成金交付申請書（第1号様式）に、必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、助成金を交付することが適当であると認めたときは、予算の範囲内において、交付を決定し、防府市住宅耐震リフォーム緊急支援事業助成金交付決定通知書（第2-1号様式）により通知し、不適当であると認めるときは、防府市住宅耐震リフォーム緊急支援事業助成金不交付決定通知書（第2-2号様式）

により通知するものとする。

- 2 市長は、前項に規定する交付決定について必要があると認めるときは、必要な条件を付すことができる。

(変更等の申請と承認)

第10条 前条の定めにより交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに防府市住宅耐震リフォーム緊急支援事業(変更・廃止)申請書(第3号様式)に必要な書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 工事の全部又は一部を変更しようとするとき(軽微な変更を除く)

(2) 工事を廃止しようとするとき

- 2 前項に規定する軽微な変更とは、工事の場所、種類、方法、施工業者など、助成対象となる工事内容を著しく変更する場合以外の変更とする。

- 3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、防府市住宅耐震リフォーム緊急支援事業(変更・廃止)承認通知書(第4-1号様式)により通知し、不適當であると認めるときは、防府市住宅耐震リフォーム緊急支援事業(変更・廃止)不承認通知書(第4-2号様式)により通知するものとする。

(工事完了報告)

第11条 交付決定者は、工事が完了したときは、当該工事の完了日から1か月以内に防府市住宅耐震リフォーム緊急支援事業工事完了報告書(第5号様式)に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(額の確定及び交付)

第12条 市長は、前条の規定により交付決定者から報告があったときは、提出された書類の確認を行い、現地調査等により、工事の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものと認めるときは、交付決定者に対し防府市住宅耐震リフォーム緊急支援事業助成金交付確定通知書(第6号様式)及び助成金を交付する。

(決定の取消し)

第13条 市長は、交付決定者が次の各号の一に該当するときは、防府市住宅耐震リフォーム緊急支援事業助成金交付決定取消通知書(第7号様式)により、

助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りの申請その他の不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 当該要綱に定める助成の要件を欠くこととなったとき。
- (3) 工事完了期限内に完了する見込みがなくなったとき。
- (4) 助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件、法令若しくは交付決定に基づく命令に違反したとき。
- (5) その他、市長が不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定の取消しを受けた交付決定者に対し、助成金の交付を行わず、又は既に交付した助成金の返還を命ずることができる。

(権利譲渡等の禁止)

第14条 交付決定者は、助成金の交付を受ける権利を他人に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月22日から施行する。

別表（第5条関係）

助成対象工事
基礎、柱、はり、耐力壁及び接合部の補強工事
屋根を軽量化する工事
床面の剛性を高める工事
シェルター型工事 ※住宅内の一部に鉄骨等で強固な箱型の空間を作ることにより、住宅が倒壊した場合における居室等の安全性を確保する工法による工事
防災ベッド等設置工事 ※防災ベッド等（金属等のフレームでベッドの上部を覆うことにより、住宅が倒壊した場合における安全な空間を確保するために設置する防災ベッドその他の装置）を設置する工事
上記の工事に伴う附帯工事

※上記表にない工事は、個別に可否を判断

第1号様式（第9条関係）

年 月 日

（宛先）防府市長

申請者

〒

住所 防府市

氏名

連絡先

防府市住宅耐震リフォーム緊急支援事業助成金交付申請書

防府市住宅耐震リフォーム緊急支援事業実施要綱第8条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 対象工事金額（消費税を除く）

内容		対象工事金額
1	業者名	円
	工事内容	
2	業者名	円
	工事内容	
3	業者名	円
	工事内容	
合 計		円

2 交付申請額 200,000円

3 本工事により得られる耐震性能

.....
《本事業に係る承諾・同意書》

本事業実施のために必要がある場合は、本件申請者並びに関係者に関する住民登録情報、市税等の状況、市の他の補助金の申請・受給の状況等、市が保有する個人情報について、市が調査・確認することに同意します。

また、本件申請書類に含まれる種々の個人情報につき、防府市が各種連絡、調査、分析のために利用することを承諾します。

実施工事に不正があった場合には、返金等を遅滞なく行うことに同意します。

年 月 日 氏名

.....

指令防商第 号
年 月 日

様

防府市長

防府市住宅耐震リフォーム緊急支援事業助成金交付決定通知書

年 月 日付けで交付の申請のあった防府市住宅耐震リフォーム緊急支援事業助成金について、下記のとおり決定したので、防府市住宅耐震リフォーム緊急支援事業実施要綱第 9 条第 1 項の規定により通知します。

記

1 交付決定額 200,000円

2 条件等

《お読みください》

- この通知を受けられた方は、すみやかに工事に着手してください。また、遅くとも交付決定日から 4 ヶ月後の月末までには全ての工事に着手してください。
- 工事は、必ず 12 月 31 日までに全て完了してください。12 月 31 日までに工事が完了しなかった場合は、助成の対象工事となりません。
- 次の場合は、必ず防府市商工振興課までご相談ください。
 - ・ 工事の全部または一部を変更しようとするとき。
 - ・ 工事の金額に変更が生じる場合。
 - ・ 工事を廃止しようとするとき。
- 工事が完了した後、1 か月以内に工事完了報告書（第 5 号様式）に必要な書類を添えて、防府市商工振興課に提出してください。

第 2 - 2 号様式（第 9 条関係）

指令防商第 号
年 月 日

様

防府市長

防府市住宅耐震リフォーム緊急支援事業助成金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付の申請のあった防府市住宅耐震リフォーム緊急支援事業助成金について、下記の理由により不交付となりましたので、防府市住宅耐震リフォーム緊急支援事業実施要綱第 9 条第 1 項の規定により通知します。

記

（理 由）

年 月 日

（宛先）防府市長

申請者

〒

住所 防府市

氏名

連絡先

防府市住宅耐震リフォーム緊急支援事業（変更・廃止）申請書

年 月 日付け、指令防商発第 号で交付の決定を受けた防府市住宅耐震リフォーム緊急支援事業を（変更・廃止）したいので、防府市住宅耐震リフォーム緊急支援事業実施要綱第10条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 届出の内容

--	--

2 届出により変更となった対象工事金額（消費税を除く。）

変更前		円
変更後		円
増減額		円

3 添付書類 変更後の工事見積書の写し

指令防商第 号
年 月 日

様

防府市長

防府市住宅耐震リフォーム緊急支援事業（変更・廃止）承認通知書

年 月 日付けで申請のあった防府市住宅耐震リフォーム緊急支援事業（変更・廃止）申請書については、下記のとおり承認したので、防府市住宅耐震リフォーム緊急支援事業実施要綱第10条第3項の規定により通知します。

記

1 交付決定額

円

変更前	円
変更後	円
増減額	円

2 条件等

《お読みください》

- この通知を受けられた方は、すみやかに工事に着手してください。また、遅くとも当初の交付決定日から4ヵ月後の月末までには全ての工事に着手してください。
- 工事は、必ず12月31日までに全て完了してください。12月31日までに工事が完了しなかった場合は、助成の対象工事となりません。
- 次の場合は、必ず防府市商工振興課までご相談ください。
 - ・ 工事の全部または一部を変更しようとするとき。
 - ・ 工事の金額に変更が生じる場合。
 - ・ 工事を廃止しようとするとき。
- 工事が完了した後、1か月以内に工事完了報告書（第5号様式）に必要な書類を添えて、防府市商工振興課に提出してください。

第 2 - 2 号様式（第 9 条関係）

指令防商第 号
年 月 日

様

防府市長

防府市住宅耐震リフォーム緊急支援事業（変更・廃止）不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった防府市住宅耐震リフォーム緊急支援事業（変更・廃止）申請書については、下記の理由により不承認となりましたので、防府市住宅耐震リフォーム緊急支援事業実施要綱第 10 条第 3 項の規定により通知します。

記

（理 由）

第5号様式（第11条関係）

年 月 日

（宛先）防府市長

申請者

〒

住所 防府市

氏名

連絡先

防府市住宅耐震リフォーム緊急支援事業工事完了報告書

防府市住宅耐震リフォーム緊急支援事業実施要綱第11条の規定により、
下記のとおり報告します。

記

1 工事期間 年 月 日 ～ 年 月 日

2 対象工事金額（消費税を除く）

内容			対象工事金額
1	業者名		円
	工事内容		
2	業者名		円
	工事内容		
3	業者名		円
	工事内容		
合 計			円

3 助成額 200,000円

防 商 第 号
年 月 日

様

防府市長

防府市住宅耐震リフォーム緊急事業助成金交付確定通知書

防府市住宅耐震リフォーム緊急支援事業について、下記のとおり交付する額を確定したので、防府市住宅耐震リフォーム緊急支援事業実施要綱第13条第1項の規定により通知します。

記

- 1 交付確定額 200,000円（防府市内共通商品券）
- 2 交付方法 商品券は、本通知に同封しております。
- 3 防府市内共通商品券について

防府市内共通商品券の有効期限は、 年 月 日です。

防府市内共通商品券は、防府商工会議所会員事業所で利用できます。

使用できる店舗には「取扱店」のポスター、ステッカー等が掲示してあります。詳しくは店頭でお尋ねください。

第7号様式（第13条関係）

防商第 年 月 日
年 月 日

様

防府市長

防府市住宅耐震リフォーム緊急支援事業助成金交付決定取消通知書

年 月 日付けで交付申請のあった、防府市住宅耐震リフォーム緊急支援事業について、年 月 日付けで交付決定としましたが、下記の理由により交付決定が取消となりましたので通知します。

記

（理由）